

漁業用軽油に係る軽油引取税の課税免除措置の継続に関する意見書

昨今の漁業を取り巻く情勢は、コストに占める燃油費のウエートが極めて大きく、燃油価格の高騰によるコストの上昇に加えて、構造的な魚価の低迷の中で収入面においても厳しい状況にあり、漁業経営は深刻な状態に陥っている。

さらに、燃料として主に軽油を使用している沿岸漁業地域においては、零細漁業者も多く、軽油引取税の課税免除措置が平成24年3月31日で廃止されると漁業経営は一段と圧迫され、漁業者は廃業にさえ追い込まれかねない。

このような中、漁業者が国産水産物を安定供給し続けるためには、漁業者の経営安定が必要であり、食料産業の存続のためにも、軽油引取税の課税免除措置は不可欠である。

よって、国においては、水産業の保護及び漁業経営の安定化を図るため、平成24年度以降の漁業用軽油に係る軽油引取税の課税免除措置を継続するよう強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月29日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣	野田佳彦	様
財務大臣	安住淳	様
農林水産大臣	鹿野道彦	様
衆議院議長	横路孝弘	様
参議院議長	西岡武夫	様